

## 消費者安全法施行規則の一部改正について

平成 28 年 11 月  
消費者庁消費者政策課

## 1. 改正の経緯

消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 2 条第 5 項は、同項各号に掲げる事故又は事態を「消費者事故等」とすることを定めている。同項第 3 号に掲げる「消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為」は政令でその類型を定めることとされているところ、消費者安全法施行令（平成 21 年政令第 220 号）第 3 条第 4 号イでは、上記類型の一つとして、消費者の利益の保護に係る個別法によって取消事由と定められている不当な勧誘によって消費者と契約を締結したり、そのような契約の締結を勧誘する行為を定めており、当該個別法の規定は消費者安全法施行規則（平成 21 年内閣府令第 48 号）第 2 条に挙げられている。また、消費者安全法施行令第 3 条第 4 号ロでは、消費者の利益の保護に係る個別法により、無効となるような不当な契約条項を含む契約を締結したり、そのような契約の締結を勧誘する事業者の行為を上記類型の一つとして定めており、当該個別法の規定は消費者安全法施行規則第 3 条に挙げられている。

【表 1】法律により取消事由となる不当勧誘による契約

割賦販売法 (府令 2 条 1 号)	第 35 条の 3 の 13 第 1 項 第 35 条の 3 の 14 第 1 項 第 35 条の 3 の 15 第 1 項 第 35 条の 3 の 16 第 1 項	○個別信用購入あっせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し 上記意思表示の取消しのうち、訪問販売、電話勧誘販売に係るもの 上記意思表示の取消しのうち、特定連鎖販売個人契約に係るもの 上記意思表示の取消しのうち、特定継続的役務提供等契約に係るもの 上記意思表示の取消しのうち、業務提携誘引販売個人契約に係るもの
特定商取引に 関する法律 (府令 2 条 2 号)	第 9 条の 3 第 1 項 第 24 条の 2 第 1 項 第 40 条の 3 第 1 項 第 49 条の 2 第 1 項 第 58 条の 2 第 1 項	訪問販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し 電話勧誘販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し 連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し 特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し 業務提携誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し
消費者契約法 (府令 2 条 3 号)	第 4 条第 1 項から第 3 項	消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し

【表 2】法律が無効とする契約条項を含む契約（抜粋）

農業協同組合法 (府令 3 条 1 号)	第 11 条の 19 第 10 項	共済契約のクーリング・オフに関する法律の規定に反する特約で申込者等に不利なもの
水産業協同組合法 (府令 3 条 2 号)	第 15 条の 4 第 10 項	共済契約のクーリング・オフに関する法律の規定に反する特約で申込者等に不利なもの
金融商品取引法 (府令 3 条 3 号)	第 37 条の 6 第 5 項	金融商品取引契約のクーリング・オフに関する法律の規定に反する特約で申込者等に不利なもの
放送法 (府令 3 条 3 号の 2)	第 150 条の 3 第 6 項	(略)

宅地建物取引業法 (府令3条4号)	第34条の2第9項	宅地・建物の媒介契約に係る有効期間・目的物の登録に関する法律の規定に反する特約
	第37条の2第4項	事務所以外の場所においてした宅地・建物の売買契約のクーリング・オフに関する法律の規定に反する特約で申込者等に不利なもの
	第38条第2項	宅地建物取引業者が売主となる宅地・建物売買契約に係る損害賠償額の予定等の制限規定に反する特約(制限超過分)
	第39条第3項 ほか	(略)
利息制限法等 (府令3条5号～17号)	(略)	(略)
消費者契約法 (府令3条18号)	第8条第1項	事業者の損害賠償の責任を免除する条項等
	第9条	消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項であって平均的損害又は年14.6%相当額を超える部分
	第10条	消費者の利益を一方的に害する条項
高齢者の居住の安定確保に関する法律等 (府令3条19号～22号)	(略)	(略)

## 2. 改正内容

今般、消費者の利益の擁護を図るための個別の法律の規定が新設され、又は条・項番号が変更されたことを受けて、消費者安全法施行規則第2条又は第3条にこれらの規定を加え、又は同規則に掲げる規定の条・項番号を変更する改正を行う（下表参照）。

改正する消費者安全法施行規則の条項	左に掲げる消費者利益擁護の規定	改正する内容
第2条第2号	特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第24条の2第1項	特定商取引に関する法律の改正を受けて、条番号を変更し、「特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第24条の3第1項」とする。
第2条第3号	消費者契約法(平成12年法律第61号)第4条第1項から第3項	事業者が、消費者契約の目的となるものの分量、回数又は期間が通常分量等を著しく超えるものであることを知っていた場合等において、勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる規定が消費者契約法に新設(同法第4条第4項)されたことから、当該規定を消費者安全法施行規則に加える。
第3条第4号	宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第34条の2第9項	宅地建物取引業法の改正を受けて、項番号を変更し、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第34条の2第10項とする。
第3条第18号	消費者契約法(平成12年法律第61号)第8条第1項、第9条及び第10項	事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項、及び消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があることにより生じた消費者の解除権を放棄させる条項を無効とする規定が消費者契約法に新設(同法第8条の2)されたことから、当該規定を消費者安全法施行規則に加える。

### 3. 施行期日

- 第2条第3号及び第3条第18号に係る改正  
平成29年6月3日（消費者契約法の一部を改正する法律（平成28年法律第61号）の施行の日）
- 第2条第2号に係る改正  
特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第60号）の施行の日
- 第3条第4号に係る改正  
宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成28年法律第56号）の施行の日

○ 消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令案 新旧対照条文  
 消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（消費者と事業者との間の契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに関する法律の規定）</p> <p>第二条 令第三条第四号イの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七条）第九条の三第一項、第二十四条の三第一項、第四十条の三第一項、第四十九条の二第一項及び第五十八条の二第一項</p> <p>三 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第四条第一項から第四項まで</p> <p>（消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定）</p> <p>第三条 令第三条第四号ロの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三十四条</p>	<p>（消費者と事業者との間の契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに関する法律の規定）</p> <p>第二条 令第三条第四号イの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七条）第九条の三第一項、第二十四条の二第一項、第四十条の三第一項、第四十九条の二第一項及び第五十八条の二第一項</p> <p>三 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第四条第一項から第三項まで</p> <p>（消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定）</p> <p>第三条 令第三条第四号ロの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三十四条</p>

の二第十項、第三十七条の二第四項、第三十八条第二項、第三十九条第三項、第四十条第二項及び第四十二条第二項

五〇十七 (略)

十八 消費者契約法第八条第一項及び第八条の二から第十条まで

十九〇二十二 (略)

の二第九項、第三十七条の二第四項、第三十八条第二項、第三十九条第三項、第四十条第二項及び第四十二条第二項

五〇十七 (略)

十八 消費者契約法第八条第一項、第九条及び第十条

十九〇二十二 (略)